

令和元～2年度  
行政監査報告書

「防災に必要な資機材の配備・管理状況について」

鹿児島県監査委員



# 目 次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象及び実施	1
(1)	監査の対象	1
(2)	監査の実施	1
4	監査の着眼点	5
第3	監査の結果	5
	〈資機材等の配備・備蓄等の状況〉	
1	被災者用災害備蓄物資	5
2	生徒用災害備蓄物資	7
3	職員用災害備蓄物資	7
4	広域防災拠点用資機材	8
5	災害拠点病院DMAT用資機材	9
6	広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)用資機材	10
7	災害派遣精神医療チーム(DPAT)用資機材	10
8	医薬品・医療用資機材	11
9	空港災害対策用資機材	12
10	水防用備蓄資材	13
11	原子力防災用資機材	14
12	林野火災用資機材	16
13	石油コンビナート火災用資機材	16
14	警察災害装備	17
15	非常用電源設備・非常用発電機	18
16	防災行政無線	19
17	衛星携帯電話	20
	〈監査結果のまとめ(備蓄品・設備)〉	
1	備蓄品について	21
2	設備について	22
	(参考)主要庁舎等の非常用電源設備・非常用発電設備の状況と浸水想定エリア	23
第4	監査意見	25
1	保管場所の整理や保管方法の見直し	25
2	適切な管理意識の高揚	26
3	設置場所や保管場所が浸水地域内にある場合の対応	26
4	防災対策に係る備蓄品情報の全体像の把握と共有	26



## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、監査委員が行う監査である。

県の事務事業の中から特定の対象を選定し、その事業について、①法令の定めるところに従って行われているか、②県民の福祉の増進に寄与しているか、③最小の経費で最大の効果を挙げているかなどの観点から監査を実施している。

## 第2 監査の概要

令和元～令和2年度に実施した監査の結果等は、以下のとおりである。

### 1 監査のテーマ

防災に必要な資機材の配備・管理状況について

### 2 監査の目的

県は防災対策又は災害復旧への備えとして、必要な物資・資材や設備（以下「防災資機材」という。）の備蓄や整備を行っており、特に、県の災害対策本部が設置される本庁舎や各地域振興局庁舎等において、電源確保のための非常用電源設備や情報収集のための防災行政無線などの防災関連設備を整備してきている。

防災資機材は、災害発生時に県が業務を継続しながら、被害の拡大や二次災害を防ぐためにも必要なものであり、かねてから所管部局等は、どのような資機材がどの程度必要となるかリストアップし、計画的な整備に努めることとされており、適切な管理が求められている。

このため、その配備状況を把握するとともに、管理状況等の検証を行うことにより、機能の強化を含め、県民の安心・安全の確保に資することを目的に監査を実施した。

### 3 監査の対象及び実施

#### (1) 監査の対象

監査対象とする機関は、防災資機材を17に分類した上で、当該資機材を令和元年7月現在で所管・管理している機関から53機関（知事部局、教育委員会、公安委員会及び県立病院局）を選定した。（表1参照）

なお、防災資機材に係る予算等を総括する機関を所管機関、保管・管理・実動等を行う機関を管理機関とした。

#### (2) 監査の実施

防災資機材を所管・管理する本庁及び出先等の関係53機関を対象に、令和元年10月1日を基準に書面調査を行い（表1参照）、その調査結果を踏まえ、備蓄規模や地域性を考慮し、25機関について監査を実施した。（表2参照）

※ 表1及び2の対象の所管及び管理機関名は令和元年5月1日現在で記載。

(表1) 監査の書面調査実施機関

分類	実施機関	
	所管機関	管理機関
1 被災者用災害備蓄物資	社会福祉課	
		熊毛支庁地域保健福祉課
		大島支庁地域保健福祉課
2 生徒用災害備蓄物資 (学校徴収金等で購入・備蓄分) (学校徴収金等で購入・備蓄分)	若駒学園	
	垂水高校	
	鹿児島養護学校	
3 職員用災害備蓄物資	危機管理課	
	北薩病院	
	大島病院	
4 広域防災拠点用資機材	防災航空センター	
5 災害拠点病院DMAT用資機材	保健医療福祉課	
		薩南病院
		県民健康プラザ鹿屋医療センター
6 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)用資機材	保健医療福祉課	
7 災害派遣精神医療チーム(DPAT)用資機材	障害福祉課	
8 医薬品・医療用資機材	薬務課	
9 空港災害対策用資機材 (医薬品・医療用資機材等を含む)	港湾空港課	
		熊毛支庁建設課
		屋久島事務所総務企画課
		大島支庁建設課
		喜界事務所
		徳之島事務所総務課
		沖永良部事務所総務福祉課
10 水防用備蓄資材	河川課	
		鹿児島地域振興局建設総務課
		南薩地域振興局建設総務課
		北薩地域振興局建設総務課
		始良・伊佐地域振興局建設総務課
		大隅地域振興局建設総務課
		瀬戸内事務所総務課

分類	実施機関	
	所管機関	管理機関
11 原子力防災用資機材	原子力安全対策課	
	環境放射線監視センター	
	保健医療福祉課	
		防災航空センター
		鹿児島地域振興局健康企画課
		北薩地域振興局健康企画課
		阿久根警察署
12 林野火災用資機材	消防保安課	
13 石油コンビナート火災用資機材	消防保安課	
14 警察災害装備 (職員用災害備蓄物資等を含む)	警察本部 警備課	
		警察本部 機動隊
		鹿児島南警察署
		いちき串木野警察署
		薩摩川内警察署
		鹿屋警察署
		錦江警察署
15 非常用電源設備・非常用発電機	管財課	
	県立病院課	
		薩南病院
		北薩病院
		始良病院
		県民健康プラザ鹿屋医療センター
		大島病院
	警察本部 会計課	
		枕崎警察署
		伊佐警察署
		屋久島警察署
		徳之島警察署
		沖永良部警察署
16 防災行政無線	危機管理課(防災対策室)	
17 衛星携帯電話	危機管理課(防災対策室)	
		始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課(始良保健所) 大隅地域振興局保健福祉環境部志布志支所(志布志保健所)

(表2) 監査の実施機関及び実施機関ごとの実施日

分類	実施機関	実施日(保管場所確認日)
1 被災者用災害備蓄物資	社会福祉課	令和元年12月25日(令和2年1月8日) 令和2年5月28日
2 生徒用災害備蓄物資	若駒学園	令和元年12月18日
3 職員用災害備蓄物資	危機管理課	令和元年12月23日 令和2年5月27日
4 広域防災拠点用資機材	防災航空センター	令和元年12月13日
5 災害拠点病院DMAT用資機材	保健医療福祉課	令和元年12月24日 令和2年5月28日
	薩南病院	令和元年12月13日
	県民健康プラザ鹿屋医療センター	令和元年12月17日
6 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)用資機材	保健医療福祉課	令和元年12月25日(令和2年1月8日)
7 災害派遣精神医療チーム(DPAT)用資機材	障害福祉課	令和元年12月26日
8 医薬品・医療用資機材	薬務課	令和元年12月23日
9 空港災害対策用資機材 (医薬品・医療用資機材等を含む)	港湾空港課	令和元年12月24日
10 水防用備蓄資材	河川課	令和元年12月26日 令和2年5月28日
	北薩地域振興局建設総務課	令和元年12月16日
	始良・伊佐地域振興局建設総務課	令和元年12月18日
	大隅地域振興局建設総務課	令和元年12月17日
11 原子力防災用資機材	原子力安全対策課	令和元年12月25日(令和2年1月20日) 令和2年5月27日
12 林野火災用資機材	消防保安課	令和元年12月25日(令和2年1月10日)
13 石油コンビナート火災用資機材		
14 警察災害装備 (職員用災害備蓄物資等を含む)	警察本部 警備課	令和元年12月19日
	鹿児島南警察署	令和元年12月18日
	鹿屋警察署	令和元年12月17日
15 非常用電源設備・非常用発電機	管財課	令和元年12月19日 令和2年5月27日
	県立病院課	令和元年12月19日
	薩南病院	令和元年12月13日
	北薩病院	令和元年12月16日
	県民健康プラザ鹿屋医療センター	令和元年12月17日
	警察本部 会計課	令和元年12月19日
	枕崎警察署	令和元年12月13日
	伊佐警察署	令和元年12月16日
16 防災行政無線	危機管理課(防災対策室)	令和元年12月23日
17 衛星携帯電話		

## 4 監査の着眼点

監査の対象機関に対して、主に次の項目に着眼して監査を実施した。

- (1) 適正な防災資機材の調達・確保がなされているか。
- (2) 防災資機材が適切な場所に保管され、災害等の発生時に迅速に活用できる状況であるか。
- (3) 品質・機能（有効期限など）の確保や滅失の防止のため、定期的な巡回・点検を実施するなど在庫管理は適切か。
- (4) 補充並びに適正な廃棄がされているか。
- (5) 医薬品を除き、定期的な使用訓練や搬出訓練等を行っているか。

## 第3 監査の結果

監査の着眼点を踏まえ、防災資機材の分類ごとの配備・備蓄の状況等は次のとおりとなっていた。

### 〈資機材等の配備・備蓄等の状況〉

#### 1 被災者用災害備蓄物資（所管機関：社会福祉課）

##### (1) 配備・備蓄等の状況

災害救助法(昭和22年法律第118号)が被災市町村に対して適用され、被災市町村の備蓄物資が不足する場合などに備え食料や保存水等を備蓄しており、市町村からの要請等に応じて避難所の避難者への供給を目的に、災害救助基金の活用により配備・備蓄している。

国通知「大規模災害における応急救助の指針」（平成9年6月，改正平成25年9月）において、生活必需品の備蓄が求められている。

その備蓄品目・数量の基準について、整備計画等はないが、食料及び保存水については、平成5年の8・6水害時における最大避難者数5,000人を基準に3食分を確保することとしている。

##### 【主な資機材等】

食料（アルファ米）、保存水（500ml）、防寒シート、ブルーシート、携帯トイレ、N95防護マスク、バリエールマスク、圧縮タオル軍手セット、大人用おむつ 等

##### (2) 保管場所と管理体制

備蓄物資は、災害発生時に迅速に被災地に届けるため、始良市の県防災研修センター及び離島8事務所（熊毛支庁保健福祉環境部，屋久島事務所，大島支庁保健福祉環境部，瀬戸内事務所，喜界事務所，徳之島事務所，沖永良部事務所，沖永良部事務所与論駐在）におおむね人口比率により分散備蓄されている。

所管機関において、備蓄物資を調達し、災害備蓄物資受払簿の更新をして

おり、管理機関において、備蓄物資搬入時の立会い、鍵の管理や保管及び物資搬送における現場対応等を行うこととしている。

県防災研修センターの保管場所には、どこに何がおいてあるか、配置図が掲示してあった。また、簡易トイレについては、組立展示されていた。

なお、職員監査時において、大島支庁で保管している災害時緊急避難用防災キット(アレルゲンフリー 数量：107)については、平成29年の台風5号の雨水により破損となっていることを、所管機関として把握していなかった。

### (3) 品質・機能の確保

県防災研修センターにおける保管物資の点検は、所管機関の職員により各年度1回程度行うこととしている。また、県離島8事務所における保管物資は、当該離島事務所において適宜点検することとしている。

これまで6品目を1セットとして管理してきたが、消費期限のあるもの(食料、保存水等)があり、今後は品目別や消費期限毎の管理を行うこととしている。

また、消費期限のあるものについては、消費期限の到来時期に破棄(処分)することのないよう、今後、毎年度一定量ずつ防災訓練参加者への配布やフードバンクへの提供など有効活用を図りながら、有効活用した分を備蓄するローリングストック方式により対応することとしている。

### (4) 定期的な使用・搬出等の訓練

県総合防災訓練、桜島火山爆発総合防災訓練、原子力防災訓練において、実際に資機材を搬出する輸送訓練及び展示を実施している。

輸送訓練は、県防災研修センターからの搬出は行わず、訓練場所の近隣において、保有している展示用物資をトラック協会へ引き渡し、訓練場所まで輸送するものとなっている。

なお、県防災研修センターに多量の備蓄物資を保管しているものの、周辺道路幅が狭いことから、4トントラックを活用した運搬が想定されている。

### (5) その他

災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定等を13者と締結しているほか、フードバンク食品の供給等の協力に関する協定も締結している。

備蓄物資の確保・活用については、他県の状況も確認し、備蓄物資の種類や量の見直しを図っていくとともに、消費期限のある備蓄物資の廃棄をなくすため、期限到来前の有効活用策として、フードバンク等へ毎年度一定程度提供していく仕組みづくりなどに取り組むこととしている。

## 2 生徒用災害備蓄物資（所管機関：若駒学園）

### (1) 配備・備蓄等の状況

所管機関では、水害を除く、火災及び地震等の自然災害により輸送路が寸断された場合に、復旧・物資の調達までおおむね3日～1週間以内の被害を想定し、非常食を「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」（平成27年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき県費で配備している。

#### 【主な資機材等】

食料（アルファ米）、飲料水（2ℓ）、野菜ピラフ、ビーフカレー 等

### (2) 保管場所と管理体制

所管機関の非常食は、「非常食受払簿」で在庫管理されており、有効活用として非常食の消費期限前に給食で提供した日付を記入、また、新たに購入した品目を追記するなどして管理している。

### (3) 品質・機能の確保

非常食は、栄養士と調理員により毎月実施している在庫チェック日に合わせ、月2回点検しており、報告により状況等を把握し、要望等に随時対応できるようにしている。更新については、消費期限で計画している。

### (4) その他

生徒用災害備蓄物資については、県立高等学校や特別支援学校の数校において独自に、大規模災害発生時の公共交通機関の停止等により、生徒が帰宅困難者となり学校に待機する場合を想定し、学校徴収金等で購入するなどの配備・備蓄が見られた。

## 3 職員用災害備蓄物資（所管機関：危機管理課）

### (1) 配備・備蓄等の状況

県内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害対策本部の円滑な運営を図るため、本庁の災害対策本部職員の非常食及び寝具を県地域防災計画や県業務継続計画に基づき配備・備蓄している。

大規模災害時に県庁に参集可能な職員を500人と仮定し、非常食については1人につき3日分（1日3食）相当を、寝具については1人につき1セットを確保することとしている。備蓄物資のうち、非常用食料飲料は、平成26年度からの5か年計画により整備・備蓄されている。

#### 【主な資機材等】

災害備蓄食料品セット、シュラフ、エアーマット

### (2) 保管場所と管理体制

本庁職員用の備蓄物資は行政庁舎内で購入年度ごとに保管され、所管機関

が災害備蓄品管理台帳により管理しており、搬入及び搬出を行った際、その数量や摘要を記載した上で、搬入及び搬出を行った者と備蓄品担当者の双方で確認・押印を行っている。

### (3) 品質・機能の確保

備蓄品担当者が、目視確認（箱の傷み具合等の外観点検）により数量を確認するとともに、品目毎の期限表を作成し、期限の確認を行っている。

更新については、耐用年数や消費期限に基づき実施することとしており、使用や廃棄により不足が生じたものについては補充することとしている。

なお、消費期限が近くなり更新対象となる食料品について、令和元年度は、フードバンクへの寄贈を行っており、今後は、防災イベントでの県民への配布等も予定している。

### (4) 定期的な使用・搬出等の訓練

実施されていない。

## 4 広域防災拠点用資機材（所管機関：防災航空センター）

### (1) 配備・備蓄等の状況

地震、火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、緊急消防援助隊の応援を受ける場合に、「鹿児島県緊急消防援助隊航空小隊受援計画」（平成22年7月策定）に基づき、緊急消防援助隊航空小隊及び地上支援活動隊員に対する食料等を配備・備蓄し、応援活動航空隊員が円滑に活動できる体制確保を目的としている。

当該受援計画に基づき、枕崎ヘリベースにおいて、駐機可能機体数に応じた隊員数を参考に、最低限必要な食料及び飲料水等（3日分程度）を備蓄するようにしており、毎年予算の範囲内で、平成28年度から令和2年度までに100食備蓄する予定である。

#### 【主な資機材等】

災害備蓄食料品セット

### (2) 保管場所と管理体制

所管機関において、物品出納簿で直接管理されており、購入や消費時に加除修正されている。

### (3) 品質・機能の確保

出納員が、現物に記載されている有効期間等を目視により確認している。

定期的な点検（年1回）を実施しており、品質等については問題はない。

今後、更新される食料については、訓練時に使用し有効活用することとしている。

## 5 災害拠点病院DMAT用資機材（所管機関：保健医療福祉課）

### (1) 配備・備蓄等の状況

災害派遣医療チームDMATとは、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、暴風、豪雨等の大規模な自然災害や航空機・列車事故等の事故の急性期（災害発生後、おおむね48時間以内）に、災害等の現場において救命処置等を行う機動性を持ち専門的な訓練を受けた医療チームであり、その活動のために、鹿児島県災害派遣医療チーム運営要綱等に基づき、局地的に20人以上の負傷者が発生するような被害を想定し、必要な資機材を配備・備蓄している。

災害拠点病院への補助として厚生労働省の医療提供体制推進事業があり、DMAT用の資機材の配備もこの事業を活用することで可能であり、予算要求前に関係病院に対して要望調査を行っている。

#### 【主な資機材等】

体外式自動除細動器（AED）、酸素ボンベ式、ターボリン担架、現場携行用バッグ3点セット、隊員ユニフォーム 等

### (2) 保管場所と管理体制

所管機関は、DMAT指定病院（県民健康プラザ鹿屋医療センター外19病院（令和2年3月現在））のうち県立の4病院に資機材を貸し付け又は譲与しており、所管機関として物品貸付簿等を作成、当該各病院においては固定資産台帳を作成し管理している。

県立病院へ貸し付けている資機材については、病院にDMATが設置された当初に貸与されたもので、その後は指定された各県立病院において必要に応じて資機材の整備や管理がなされており、所管機関として貸与資機材の更新計画等はない。

### (3) 品質・機能の確保

職員監査を実施した管理機関である県のDMAT指定病院のうち県民健康プラザ鹿屋医療センターと薩南病院においては、平時や訓練参加前等に点検をしている状況にあり、消費期限等のある品目はない。

### (4) 定期的な使用・搬出等の訓練

上記(3)の2病院では、資機材等を使用した実地訓練及び図上訓練を定期的に行っている。

### (5) その他

薩南病院が独自にDMAT用として整備・管理している小型発電機5台については、使用できるか訓練では確認されていなかった。

## 6 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材（所管機関：保健医療福祉課）

### (1) 配備・備蓄等の状況

大規模災害などにおいて多数の負傷者が発生した場合、被災地内の医療機関への負担集中を軽減するため、治療や収容ができない重症患者等の航空機による搬送拠点や救護所としての機能を果たす「広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）」の設置に必要な資機材を配備・備蓄している。

所管機関は、県災害医療対策本部において、SCU設置予定施設への県職員派遣、必要な資機材の設置準備、県内外からのDMATの受入れ等の業務を行うことになる。

#### 【主な資機材等】

搬送用シーツ，簡易ベッド，点滴架台，毛布，折り畳み式椅子，衛星携帯電話，トランシーバー，小型発電機 等

### (2) 保管場所と管理体制

現在、県内外の医療機関への広域搬送拠点となる鹿児島空港の敷地内にある民間航空会社の格納庫に、一時的に保管を依頼している状況となっており、所管機関が備品原票やSCU整備備品リストにより直接管理している。

実際にSCUの設置・運営を行う場合については、鹿児島空港管理者と今後協議することを予定している。

### (3) 品質・機能の確保

格納庫内にある資機材は、外観の目視での確認が実施されているが、衛星携帯電話については電池パックを充電する必要がある、実際に使用できるかどうか分からない状態となっていた。

### (4) 定期的な使用・搬出等の訓練

平成28年度に配備されているが、衛星携帯電話，発電機等の使用訓練は、実施されていない。

## 7 災害派遣精神医療チーム（DPAT）用資機材（所管機関：障害福祉課）

### (1) 配備・備蓄等の状況

災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、精神科医師，看護師，業務調整員（医師，看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され，自然災害，航空機・列車事故及び犯罪事件等の集団災害のあと被災地域に入り，被災地域の精神保健医療ニーズの把握，他の保健医療体制との連携，各種関係機関等とのマネジメント，被災者に対する専門性の高い精神科医療の提供等の活動を行うもので，本県DPATが行う活動のために，1班3～5名，1週間の活動期間を想定し必要な資機材を配備・備蓄している。

資機材の配備は，平成29年度の本県DPAT発足後，国のDPAT活動マニュアルや他県の配備状況等を参考に予算の範囲で進められている。

なお、予算が限られており、一度に配備ができないため、ワーキングチームのメンバーの意見を聴きながら、順次資機材を整備している。

#### 【主な資機材等】

D P A T ベスト、バックパック、ヘルメット、衛星携帯電話、モバイルパソコン、ライティングシート、折り畳みコンテナ、ネームタグ 等

### (2) 保管場所と管理体制

備品、消耗品等のD P A T 資機材購入リストを、所管機関と管理機関である始良病院外2病院において作成し双方で管理している。購入した際や管理機関に貸与又は譲渡する際に、それぞれの機関ごとの保管内容を加除・修正している。

### (3) 品質・機能の確保

D P A T 関係の実働訓練（年1～2回）の際、各管理機関で保管している資機材等の性能や品質の点検を行うこととしている。使用期限のあるものはない。

### (4) 定期的な使用・搬出等の訓練

各管理機関で年1～2回実施する実働訓練の際に使用手順を確認している。

## 8 医薬品・医療用資機材（所管機関：薬務課）

### (1) 配備・備蓄等の状況

地震や風水害等の大規模災害発生直後の初動期（48時間）における医療救護活動に使用するため、必要な資機材を配備・備蓄している。

現行の整備品目・数量の基準の被害想定は、阪神淡路大震災における兵庫県死傷者数が兵庫県人口の約0.9%であったことから、本県において同規模の災害が発生し、県人口の約1%に相当する被災傷病者が発生した場合を想定して、医療機関の通常の在庫量も踏まえた見込みから算定している。

医薬品は、日本赤十字社の備蓄品目を基準にし、九州・山口の9県が統一して備蓄しており、特に外科的応急治療等に必要な74品目を選定し、緊急医薬品等確保事業により、県として9,000人分を備蓄している。

薬剤の選定について、管理面では、室温保存、希釈不要、遮光不要、薬剤師の認知度が高いもの、調剤面では、包装単位が小さく小児にも使えるもの、服用面では、服用時に多くの水を要しないもの等となっている。

なお、医師からの処方箋の交付が困難な場合等において、薬剤師が避難者の「お薬手帳」などを確認し、医薬品を継続して供給できることとなっている。

#### 【主な資機材等】

医薬品関係、診療・外科的治療用具、蘇生・気管挿管用具、衛生材料関係用具、保管用ジュラルミンケース 等

## (2) 保管場所と管理体制

鹿児島市立病院外6病院に管理を委託しており（災害時緊急医薬品等保管管理業務委託契約）、分散して配備している。

医薬品等は、診療・創傷用、蘇生・気管用、医薬品、衛生材料、事務用品の5種類に分類の上、有効期限等も考慮し、ジュラルミンケースで保管されている。

医薬品等の更新の際は、所管機関が更新リストを作成しており、管理機関の7病院は更新リストを保存することにより、出納管理が可能となっている。

## (3) 品質・機能の確保

委託された管理機関は、それぞれ担当者（薬剤師）を配置し、品質管理等を行っている。

毎年2回点検するように業務委託契約で定めており、「災害時緊急医薬品等管理委託要領」により、チェック項目を定めている。温度記録や目視確認により品質確認を行い、管理状況を年2回報告するように委託要領で定めており、不良医薬品等の報告があれば、その都度対応している。

更新は、有効期限を考慮して、所管機関において年1～2回行っており、期限切れの医薬品等については、各病院で廃棄処分されている。

## 9 空港災害対策用資機材（所管機関：港湾空港課）

### (1) 配備・備蓄等の状況

空港及びその周辺で、航空機事故等の緊急事態が発生した場合における処理責任を明確にし、かつ、当該事態が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる体制を確保することを目的としている。

航空機事故（空港内、空港周辺）、乱気流等によるインシデント、航空機の爆破等、航空機の強取、ターミナルビル等の火災、危険物の漏洩等、自然災害、その他伝染病、集団食中毒等医療上の緊急事態を想定している。

国土交通省「空港における消火救難体制の整備基準」に基づき、消防車両、人工蘇生器や応急医療セット等の救護設備等を、空港に就航する最大座席数の航空機に応じて、座席数が500人の場合に必要とされる数量に比例（50人単位）して、離島の各空港に配備・備蓄されている。

#### 【主な資機材等】

診断識別連絡用具、蘇生吸引用具、外科用具、注射用具、衛生材料用具、レスキューツール、空港用消防車 等

### (2) 保管場所と管理体制

保管場所は、離島の7空港（種子島、屋久島、奄美、喜界、徳之島、沖永良部、与論）となっており、空港管理業務を各市町に委託し、委託先の空港管理事務所において資機材を管理している。

### (3) 品質・機能の確保

所管機関は、各空港管理事務所に対して、消費期限を記載した点検表により、訓練時等に資機材等の保管状況を確認・記録するよう指示している。

点検結果については、各空港管理事務所から各支庁・事務所へ連絡するとともに、予算の範囲内において所管機関が各支庁・事務所へ令達を行っている。

なお、予算要求時には、所管機関から各支庁・事務所に対し、期限切れ等の更新予定の資機材等の確認を行っている。

また、3年に1回は国土交通省の検査も行われている。

### (4) 定期的な使用訓練

資機材を使用した訓練として図上訓練を年2回、総合訓練（実地訓練）を年1回実施している。

## 10 水防用備蓄資材（所管機関：河川課）

### (1) 配備・備蓄等の状況

河川、湖沼、海岸の洪水、内水、高潮、津波による水害を想定し、水防の責任を有する水防管理団体である市町村において、保有する水防用資材が不足するような緊急事態に備え、各地域振興局建設部、熊毛支庁建設部、屋久島事務所建設課、大島支庁建設部、瀬戸内事務所建設課、徳之島事務所建設課に水防用資材が備蓄されている。

県水防計画に指定水防管理団体（27市町）やその他の水防管理団体のおおむねの備蓄資材標準数量が示されているが、県としての水防用備蓄資材の整備基準は設けられていない。

県としての責務は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条の6において、「都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。」と規定されていることを受け、県水防計画書に地域振興局建設部等の水防器具や資材整備上の任務として「地域振興局建設部長等は、管内の水防管理団体及び一般の水防器具資材の備蓄状況を常に把握し、水防を要する区域の実態を掌握して、水防業務の遂行上十分な対策をたてておかなければならない。」とされており、これまでの備蓄状況などを参考に整備が行われている。

資材が不足する場合、各管理機関は所管機関に予算要望を行い、整備を行うことになる。

#### 【主な資機材等】

俵かます、むしろ、土のう、なわ玉、坑木、ツルハシ、スコップ、鎌鋸、照明灯 等

### (2) 保管場所と管理体制

水防用備蓄資材は、各管理機関の19の水防倉庫において保管されている。

県水防計画においては、水防資材の受払いについて、品名毎に水防資材受払簿を作成するとともに、使用したとき又はその後の水防に支障のあるときは直ちに、その他の場合は月末までに、水防用備蓄資器材使用報告書を所管課に提出しなければならないことになっている。

管理機関のうち、北薩、始良・伊佐、大隅地域振興局の建設総務課では、水防計画書で規定されている水防資材受払簿が作成されていなかった。

なお、各管理機関とも、ここ数年の間、市町村に対しての貸出実績はなく、土のうなどの資材の使用は、県として現地での応急対策で利用する分のみとなっている。

### (3) 品質・機能の確保

各管理機関による資材の点検は、次年度の予算要求のために行われる在庫数量の確認や目視による毀損の有無の確認などが中心となっている。

なお、実地監査を行った北薩地域振興局建設総務課が管理している水防倉庫（薩摩川内市）は屋根の穴や側面の隙間からの雨水が進入し、備蓄された資材（なわ玉）が劣化により使用できない状態のものがあつた。

### (4) 定期的な使用・搬出等の訓練

各管理機関における備蓄は、土のう袋やなわ玉などの資材やスコップなどの作業道具であり、使用訓練が必要なものはないとされている。

実働がない状況下において、浸水想定地域に位置する水防倉庫（湧水町等）もあることから、資材の搬出に係る図上訓練等の検討が望まれる。

なお、各管理機関の災害時における対応は、災害情報収集、市町村等への警報発令が中心となり、作業用の重機等は持っていないことから、通常、災害現場での重作業は、緊急作業協定等に基づき建設工事事業者に依頼することとなる。

## 11 原子力防災用資機材（所管機関：原子力安全対策課）

### (1) 配備・備蓄等の状況

原子力発電所の運転等（原子炉の運転、貯蔵、発電所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生時に、県民の生命、身体及び財産を保護するために、放射線量の測定機器、災害対応に当たる要員の被ばく予防のための各種資機材を県地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」「原子力発電施設周辺地域防災対策交付金」を財源として、計画的に配備・備蓄されている。

防護服や防護マスク等の消耗品については、国の指針等に従い配備しているが、その他の備品等については、市町、警察・消防等の貸付先からの要望に基づき、配備を行っている。

### 【主な資機材等】

放射線測定機器，電子式個人線量計，防護服，半面防護マスク，防護マスク用フィルター，防護帽，防護手袋，長靴，衛星携帯電話，車両，固定観測局（モニタリングポスト） 等

#### (2) 保管場所と管理体制

資機材は，県原子力防災活動資機材等貸付要綱に基づき，所管機関が市町，警察・消防等関係機関に貸し付けており，各関係機関が管理している。

県警への貸与品は，伊集院保健所の倉庫を中心に保管されている。

配備状況については，貸付先に確認しながら双方で台帳整備を行っており，異常や老朽化等の報告があった場合は，随時での点検や修繕等の対応を行っている。

#### (3) 品質・機能の確保

平成30年から令和元年度において，貸し付けてある資機材の現有数調査や放射線測定機器点検を業務委託により実施し，機能も含めた確認を行っており，これを踏まえて資機材配備計画を策定し，令和2年度から当該計画により整備することになっている。

なお，防護マスク用フィルターの使用期限は5年となっている。

#### (4) 定期的な使用訓練

毎年度本県が実施する原子力防災訓練において，県や市町の職員等が避難住民を対象に，資機材（サーベイメータ等）の使用訓練を行っている。

また，県や市町の職員，原子力災害時に支援してもらうバス協会やタクシー協会を対象に，資機材（放射線測定機器）の取扱い等を確認する研修を，県の主催で年4回程度行っている。

#### (5) その他

県地域防災計画（原子力災害対策編）には，地震等との複合災害時への対応も記載されている。

また，安定ヨウ素剤（非放射性ヨウ素製剤）の住民への事前配布（所管機関：保健医療福祉課）の外，被ばくの恐れがある傷病者への医療等のため，県として原子力災害拠点病院を指定し，原子力災害時の医療体制を整備している。

## 12 林野火災用資機材（所管機関：消防保安課）

### (1) 配備・備蓄等の状況

林野火災発生時に、ヘリコプターにより消火・延焼防止活動を行うための薬剤と水を混ぜる目的で、粉末薬剤溶解機が整備されている。

「林野火災対策の推進について」（昭和58年11月29日 消防庁地域防災課長通知）中の「4 空中消火体制等」において、資機材（水のう）及び消火薬剤の保管について準備・保管するよう記載があったことから整備していたもので、現在では、防災ヘリコプター及び自衛隊（第8飛行隊）とともに、河川等からの給水による消火を行うこととしていることから、消火薬剤は整備されていない。

#### 【主な資機材等】

林野火災用粉末薬剤溶解機

### (2) 保管場所と管理体制

保管場所は消防学校となっており、所管機関が重要物品原票及び重要物品出納計算書管理台帳により資機材の管理を行っている。

### (3) 品質・機能の確保

現在、使用していないことから、資機材の点検、使用訓練は実施されていない。粉末薬剤溶解機は、ステンレス製で錆等は発生しておらず、水圧により簡易に攪拌できる構造から、使用できる状況にはある。

### (4) 定期的な使用訓練

防災ヘリコプターにおいて、河川等からの給水による消火を行うこととしていることから、粉末薬剤溶解機を使用した訓練は行われていない。消防学校の研修資材としては活用されている。

## 13 石油コンビナート火災用資機材（所管機関：消防保安課）

### (1) 配備・備蓄等の状況

石油コンビナート等特別防災区域における、石油等による火災やガス爆発を想定し、火災の延焼を防ぐために使用する資機材として泡消火薬剤を配備・備蓄しており、鹿児島市の消防力を補完するものとなっている。

その備蓄量は、昭和46年2月16日付消防防第55号通知により、防油堤内燃焼油面面積×6.5mL/min×60分×3%×2/3=24,000Lとなっている。

#### 【主な資機材等】

泡消火薬剤，貯蔵施設

### (2) 保管場所と管理体制

泡原液貯蔵設備修繕等に要する費用は所管機関で、泡原液貯蔵設備の管理は旧喜入町との協定により市町村合併後の鹿児島市が行っている。

なお、職員による書面監査時においては、市の管理機関はどの部署なのか不明であったもので、後日、鹿児島市消防局との報告があった。

また、貯蔵設備の管理運営における泡原液の点検等について、不明な部分も出てきていることから、今後、鹿児島市消防局と調整することとしている。

### (3) 品質・機能の確保

前回の泡剤の検査は平成26年度であり、使用期限について明記されているものはないため、品質確保等の点検は行われていない。次回の更新については、他県の更新状況等を踏まえ検討することとしている。

所管機関では点検のルールは特に定めていないが、過去の経緯も踏まえ、必要に応じ、現況確認のため、現地で資機材の点検を行っている。

なお、備蓄タンクの表示メーターに不具合が見られた。

### (4) 定期的な使用訓練

年1回行われる石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練においては、県が配備・備蓄している泡消火薬剤は使用していないが、各事業者が保有している泡消火薬剤を使用して訓練を実施している。

## 14 警察災害装備（所管機関：警察本部警備課）

### (1) 配備・備蓄等の状況

風水害、地震等の自然災害の外、多様な災害を想定して情報収集や被災状況の把握、被災者の救出救助、誘導等に必要な災害警備用装備資機材が警察本部及び各警察署に配備されている。

災害警備用装備資機材は、平成7年1月の阪神淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災及び近年の大規模災害における警察の活動を踏まえ、国家公安委員会及び警察庁が策定した「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」において、交番・駐在所、警察署、警察本部ごとに都道府県警察が整備に努めるべき種別が規定されている。

当該規定を基に災害現場での必要性等状況を踏まえて、所管機関が一元的に調達し、警察署等に配備するほか、車両など一部のものは国から無償貸与を受けている。また、原子力防災用資機材の線量計などは、原子力安全対策課から貸与を受けている。

職員用災害備蓄物資（食料及び飲料水）については、備蓄食料整備年次計画に基づき、職員が災害活動を行うために必要な量の備蓄が進められている。全職員の70%の3日分の食料を備蓄することを目標としており、1日分は、アルファ米を3袋、味噌汁3袋、補食、飲料水2ℓとしている。

その他、甚大な災害が発生したときに、現地において災害関係情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえた対策を行う場合に備えるために、臨時災害対策本部用資機材も整備・備蓄している。

### 【主な資機材等】

エンジンカッター，チェーンソー，災害用ゴーグル，救命胴衣，スコップ，ツルハシ，ハンマー，鋏，ロープ，浮き輪，発電機，職員用災害備蓄物資（食料及び飲料水）等

#### (2) 保管場所と管理体制

資機材等は，各警察署等管理機関の庁舎内や屋外倉庫内に保管され，各機関においては，複数の責任者で管理している。

管理機関のうち職員監査を実施した鹿児島南警察署，鹿屋警察署の保管場所は整理されており，資機材の配置が表示されていた。

#### (3) 品質・機能の確保

職員用災害備蓄物資については，年1回，その他の資機材については，所管機関が不定期に管理機関に赴き，現物を確認するとともに，管理機関は消費期限等も含め目視による状態確認を実施している。

#### (4) 定期的な使用訓練

例年，梅雨期前に安全管理を含めた資機材等の習熟訓練を実施し，職員の対処能力の向上に努めているとともに，教養会議時等において取扱い要領や効果的活用方法等について周知を図っている。

## 15 非常用電源設備・非常用発電機

(所管機関：管財課，県立病院課，警察本部会計課)

#### (1) 配備の状況

災害が発生した場合に防災拠点となる県庁舎等での業務の継続を目的に，非常用電源設備や非常用発電機が整備されている。

国は，災害時に行政自ら被災した場合でも，災害応急対策などの業務が的確に行えるよう，「人命救助の観点から重要な72時間は，外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」としている。

災害対策本部の拠点となる行政庁舎等の15発電設備のうち最大72時間稼働できるのは7設備（約47%）となっており，所管する管財課においては，新たに非常用発電設備の整備を行う際は，72時間稼働できるよう整備することとしている。

なお，県立病院6発電設備のうち最大72時間稼働できるのは5設備（約83%），警察本部や各警察署等36発電設備のうち最大72時間稼働できるのは24設備（約67%）となっている。

#### (2) 設備の管理体制と定期的な点検

行政庁舎等は，管財課が一括してそれぞれ地区ごとに点検業務委託契約を締結しており，月1回の点検，試運転及び年1回の自動起動運転を実施して

いる。

各県立病院，警察本部や各警察署等においても，それぞれ点検業務委託契約を締結し，同様の点検を行っている。

なお，行政庁舎の燃料タンクは3年に1回は清掃をしている。

### (3) 燃料の確保

県として非常時の稼働に備え，常時72時間稼働に必要な燃料を確保し，停電の長期化については，（災害応急対策の実施拠点施設である）庁舎への円滑な燃料供給ができるよう石油連盟との間に燃料供給に関する覚書を締結している。

薩南病院，北薩病院，県民健康プラザ鹿屋医療センターの3病院は当該覚書の対象施設であるが，始良病院，大島病院はこの覚書の対象施設となっていない。

台風等の災害に対応するため，管財課が所管する発電設備がある各地域振興局等には，事前に燃料確保等について依頼を行っている。

各県立病院での発電の燃料となる重油については，地下タンクに保管しており，日常的にボイラー用の燃料としても使用し，新たに補充されていることから劣化に伴う発電設備への影響はない。

## 16 防災行政無線（所管機関：危機管理課（防災対策室））

### (1) 配備の状況と管理体制

災害時における迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確立するための通信手段として，県庁，県出先機関，市町村を結ぶ無線通信網として整備されている。

防災拠点となる地域振興局庁舎等には，防災行政無線の固定局が設置されている。また，地域振興局の建設部など，災害対応が必要となる所属の公用車には，車載式の防災行政無線の移動局が設置されている。

設備等の保守点検は所管機関が保守業者と委託契約を締結し実施している。

なお，不審者による無線設備の損壊等の事態が発生し，又は発生する恐れがある場合に，所管機関として，速やかに初動体制を確立し，無線設備の復旧措置等が迅速かつ的確にできるよう「鹿児島県防災行政無線中継局危機管理対応マニュアル」に必要な事項が定めてある。

### (2) 品質・機能の確保

無線機器本体について，所管機関は保守委託業務契約を締結し，保守点検業者が日常点検，定期点検（年1又は2回）や法定点検（5年に1回）を実施している。機器の障害発生は，覚知できる仕組みとなっており，不具合の場合，随時修繕等の対応を行うことになっている。

防災行政無線を停電時にも支障なく使用できるようにするため，老朽化した無線局非常用電源設備の再整備を行うことにしている。

### (3) 定期的な使用訓練

防災行政無線の機能を十分発揮できるよう、防災関係機関相互の非常通信訓練やJアラートの訓練などの通信訓練を実施しているほか、県総合防災訓練や原子力防災訓練に通信訓練を組み入れるなどの取組を行っている。

県下各地域での防災訓練の際に、防災行政無線を使った訓練が行われている。

なお、各庁舎間の通話は無料で行うことができることから、電話料金の経費節減を図るためにも、かねてから業務での使用に心がけることが肝要である。

## 17 衛星携帯電話（所管機関：危機管理課（防災対策室））

### (1) 配備の状況と管理体制

大規模災害発生時等において、固定電話、防災行政無線など通信手段が使用できない場合に、確実に情報収集・伝達ができる体制を確保するため、防災行政無線以外の通信手段として、衛星携帯電話を整備している。県災害対策本部室、各地域の災害対策の拠点庁舎を管理する所属に配備されている外、県内市町村及び消防機関等へ貸与している。

各管理機関においては、衛星携帯電話の担当者が決められ、所属の事務室内に保管され、機器の管理が行われている。

### (2) 品質・機能の確保

所管機関の衛星携帯電話の充電状況を確認したところ、充電不足となっているものはなく、すぐに使用できる状態であった。

整備後6年が経過していることから、バッテリーの劣化等が発生しており、修繕を実施する必要があることが課題となっている。

### (3) 定期的な使用訓練

一般公衆回線（NTT回線）が不通になったことを想定し、非常通信訓練等を年に複数回実施するほか、保守点検時にも通話試験を実施している。

## 〈監査結果のまとめ（備蓄品・設備）〉

### 1 備蓄品について

いざという時にすぐに使えるよう、保管場所の整理や配置の表示をはじめ、梅雨前に防災資機材を利用した訓練等の実施により、防災に対する意識の向上が図られている機関（鹿児島南警察署，鹿屋警察署：警察災害装備）がある一方で、以下のような事例が見られた。

〈P6〉 保管機関で保管している資機材が平成29年の台風の雨水により破損となっていることを把握していなかったもの（社会福祉課：災害時緊急避難用防災キット(アレルゲンフリー 数量：107)）

\*職員監査後，全離島配備分について確認済み。

〈P9〉 配備されてはいるが実際に使用できるか訓練では確認されていないもの（薩南病院：DMAT用として管理している小型発電機）

〈P10〉 衛星携帯電話については，電池パックを充電する必要があり，実際に使用できるかどうか分からない状態のもの（保健医療福祉課：広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)用資機材）

〈P14〉 水防計画書で規定されている水防資材受払簿が作成されていないもの（北薩，始良・伊佐，大隅地域振興局の各建設総務課：水防用備蓄資材）

\*職員監査後，是正済み。

〈P14〉 水防倉庫の屋根に穴があいており，過去に備蓄された資機材が雨水により使用できない状態のもの（北薩地域振興局建設総務課：水防用備蓄資材(なわ玉)）

\*委員監査後，応急的処置済み。

〈P17〉 管理協定による市の管理機関はどの部署なのか職員監査時は不明で後日報告があったもの（消防保安課：石油コンビナート火災用資機材）

その外，資機材の配置図がなく保管場所からの迅速な搬出が困難と思われる機関も見られた。

このことは，これまでに実働がなく，日常業務に比べ，防災資機材の管理等については優先度が低いものとして認識されていることが要因と思われる。

今回の監査により，新たに保管場所に資機材配置図の掲示がなされるなど改善された事例がある一方，資機材はあるが実際の使用等において関係機関との調整が必要な事例（保健医療福祉課：広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)用資機材〈P10〉）も見受けられたところである。

また，食料など消費期限があるものを更新する場合，処分料を支払って廃棄す

ることのないよう、食品ロス削減の観点から、防災訓練での使用や配布、フードバンク等への提供などの検討が必要な機関もあった。

監査対象とした機関の状況を踏まえると、防災資機材の保管・点検等については、次の観点からの確認が望ましい。

- (1) 保管場所の鍵はすぐに使用できる状態であるか
- (2) 保管場所に損傷（雨漏り等）はないか
- (3) 保管場所の棚は災害時に崩壊する恐れはないか
- (4) 防災資機材の保管位置は、災害対応の迅速性や優先度を考慮して配置しているか
- (5) 防災資機材の搬出時に障害物がなく、迅速に持ち出すことができる状態にあるか
- (6) 防災資機材については保管位置が分かるよう、配置図を入口付近に備えてあるか
- (7) 夜間や停電時でもすぐに対応できるよう、非常用の電灯等が保管場所等に用意されているか
- (8) 在庫数が確認できるよう、点検記録を保管場所に備え付けてあるか
- (9) 使用期限、消費期限を確認し、期限切れのものは更新しているか
- (10) 期限のないものは実際に使用できることを確認しているか
- (11) 資機材を使用するための燃料（電池等含む）、部品、付属装備品が用意されているか

なお、上記(1)～(11)を検証するための簡易な訓練等の実施と保管場所が浸水想定地域内となっている場合の対応について、検討しておく必要がある。

## 2 設備について

非常用発電設備の燃料の多くは軽油や重油となっているが、発電設備に燃料を長期間入れたままにしておく設備に異常を来す可能性もある。

このため、各管理機関は、点検業務委託契約を締結し、月1回の点検、試運転及び年1回の自動起動運転等を実施している。

行政庁舎の非常用発電設備については、地階への浸水による電源供給手段の喪失時において、初動対応に必要な通信手段の電源を確保するため、17階に地下発電機の代替バックアップ設備が設置され対策がなされている。

このような電源確保のための代替バックアップ設備等は、大規模災害発生時に特に重要となる。

なお、主要庁舎等の浸水想定地域については各所管機関からの調書により次ページ一覧表のとおりとなっており、浸水想定地域内の施設の発電設備は、津波・洪水等により庁舎等が被災した場合、発電ができない恐れがあることから、その対応についても、かねてから検討しておく必要がある。

(参考) 主要庁舎等の非常用電源設備・非常用発電設備の状況と浸水想定エリア

所管機関	庁舎名等	最大稼働時間 (h)	発電機容量 (KVA)	燃料容量 (L)	始動方式	浸水想定エリア		備 考
						内	外	
管財課	行政庁舎	72	2,000	150,000	自動		○	
		72	2,000		自動		○	
		64	60	950	自動		○	
	鹿児島地域振興局本庁舎	83	500	18,000	自動		○	
	南薩地域振興局本庁舎	82	45	950	自動	○		浸水想定2.52m
	北薩地域振興局本庁舎	26	35	550	自動	○		浸水想定4.47m
	姶良・伊佐地域振興局本庁舎	16	48	650	自動		○	
	大隅地域振興局本庁舎	83	45	990	自動	○		浸水想定0.15m
	熊毛支庁本庁舎	46	72	990	自動		○	
	熊毛支庁屋久島庁舎	78	35	750	自動		○	
	大島支庁本庁舎	41	100	980	自動		○	
	大島支庁瀬戸内庁舎	43	74	990	自動	○		浸水想定 1m以上2m未満
	大島支庁喜界庁舎	88	28	700	自動	○		浸水想定 0.3m以上1m未満
	大島支庁徳之島庁舎	68	25	500	自動	○		浸水想定 2m以上3m未満
	大島支庁沖永良部庁舎	65	25	490	自動		○	

所管機関	庁舎名等	最大稼働時間 (h)	発電機容量 (KVA)	燃料容量 (L)	始動方式	浸水想定エリア		備 考
						内	外	
県立病院課	県立薩南病院	72	875	990	自動	○		浸水想定0.5～3m
	県立北薩病院	72	625	3,300	自動		○	
	県立姶良病院	60	300	1,300	自動		○	
	県民健康プラザ 鹿屋医療センター	144	625	500	自動		○	
	県立大島病院	72	1,000	20,000	自動		○	
		72	350.0	6,000	自動		○	

所管機関	庁舎名等	最大稼働時間 (h)	発電機容量 (KVA)	燃料容量 (L)	始動方式	浸水想定エリア		備 考
						内	外	
警察本部会計課	警察庁舎	72	1,500	50,000	自動		○	
		27	300	1,950	自動		○	
	免許管理課	60	225	1,950	自動	○		浸水想定1~5m
	免許試験課	72	90	60	自動	○		浸水想定0~5m
	交通機動隊	50	47	355	自動	○		浸水想定5m
	機動隊	72	50	1,500	自動	○		浸水想定0.5m未満
	警察学校	72	300	5,950	自動		○	
	鹿児島中央警察署	89	250	5,000	自動	○		浸水想定1~5m
	鹿児島西警察署	72	200	4,000	自動	○		浸水想定0.5~3m
	鹿児島南警察署 (本署)	86	225	4,100	自動	○		浸水想定5m
	鹿児島南警察署 (武道場)	117	60	1,950	自動	○		浸水想定5m
	指宿警察署	36	15	28	自動		○	
	南九州警察署	36	105	195	自動		○	
	枕崎警察署	36	5	16	自動		○	
	南さつま警察署	36	15.0	30	自動	○		浸水想定 0.5m以上1m未満
	日置警察署	36	15	30	自動		○	
	いちき串木野警察署	36	5	16	自動		○	同型を2台設置
	薩摩川内警察署	72	50	390	自動	○		浸水想定0.5~3m
	さつま警察署	72	20	165	手動		○	
	阿久根警察署	72	20	990	自動		○	
	出水警察署	36	14	30	自動	○		浸水想定0.5m
	伊佐警察署	72	22.5	600	自動		○	
	横川警察署	72	40	200	自動		○	
	始良警察署	168	225	4,990	自動	○		浸水想定1~5m
	霧島警察署	72	225	990	自動		○	
	曾於警察署	36	14.0	30.0	自動		○	
	志布志警察署	72	20	200	自動	○		浸水想定1~3m
	肝付警察署	48	20	200	自動		○	
	鹿屋警察署	72	65.0	990	自動		○	
	錦江警察署	72	20	600	自動		○	
	種子島警察署	72	20	500	自動		○	
	屋久島警察署	72	22.5	600	自動		○	
奄美警察署	72	15	950	自動	○		浸水想定4.8m	
瀬戸内警察署	72	28	200	自動		○		
徳之島警察署	73	28	220	自動		○		
沖永良部警察署	120	25	950	自動		○		

## 第4 監査意見

近年、台風を始め、線状降水帯の発生に伴う局地的な集中豪雨により水害が全国的にも多く発生している。さらに、本県は身近に活火山があり、加えて原子力発電所も存在するなど、様々な危機事象が発生する可能性がある。

複合的な大規模な災害はいつ発生するかわからないことから、県として適切に対応するため、「県地域防災計画」や「県業務継続計画」等を根拠としてそれぞれの所管部局において防災資機材の配備や備蓄が行われている。

今回の行政監査においては、配備や備蓄の状況はもとより、限られた予算、人員で対応しなければならないことから、担当職員の防災資機材の管理業務に対する意識を確認するとともに、備蓄食料については、「食品ロス削減」の観点も含めて監査を実施した。

県民の安心・安全を確保するため、より効果的な防災資機材の配備や備蓄の管理を行う必要があり、次のとおり総括して意見を述べる。

### 1 保管場所の整理や保管方法の見直し

災害発生時の要請等による防災資機材の搬出や提供については、迅速・的確に対応する必要があることから、保管場所においては、雨水対策はもとより、優先度を考慮した配置に整理し、配置図でわかりやすく表示するとともに、在庫数がいつでも確認できるよう点検記録を保管場所入口付近に備えるなど、保管方法の改善見直しに努める必要がある。

期限のないものは実際に使用できるか機能確認を定期的に行い、併せて資機材を使用するための燃料（電池等含む）、部品、付属装備品が用意されていることを確認しておく必要がある。

また、消費期限のある食料品及び消耗品等については、更新の際に早めに受入可能な機関等と連携し、有効活用に努める必要がある。

なお、防災資機材は長期保存が可能なものなど日々進化しており、更新に当たっては最新の情報も取り入れながら、限られた予算を有効に活用して、適正な調達・確保に努められたい。

## 2 適切な管理意識の高揚

防災資機材の管理等については、これまでに実働がなく、保管場所に雑然と並べられており、非常時に求められている迅速・的確な対応の重要性に気づいていない状況も見られた。

日常業務に比べ優先度が低いものとして認識されがちであり、担当職員の異動等によりその管理方法や点検時期等にバラツキが生じてしまうことから、管理意識の高揚に努める必要がある。

机上訓練や図上訓練は、参加者が実際に体を動かすことなく、模擬的な災害状況を想定して机上で行う訓練であり、想定される災害状況を具体的にイメージし、迅速かつ的確な対応や意思決定の方法を学ぶことができることから、管理機関における搬出に係る机上訓練等の実施について検討されたい。

## 3 設置場所や保管場所が浸水地域内にある場合の対応

浸水地域内となっている施設の発電設備は、津波・洪水等により庁舎等が被災した場合、発電ができない恐れがあることから、その対応について、それぞれの管理機関において危機意識をもって検討しておくべきである。

また、保管場所が浸水地域内となっている場合も同様に、万一の場合を想定した搬出等の机上訓練等を行っておく必要がある。

## 4 防災対策に係る備蓄品情報の全体像の把握と共有

各部局等において多種多様の防災資機材が配備・備蓄されており、これらの情報を一元的に集約し、県としての防災対策に係る備蓄品情報の全体像を共有しておくことは緊急の事態において有用であり、更なる防災意識の向上に資することが期待できる。

